

# 身体的拘束最小化推進体制に関する指針

## 1. 基本方針

当院では、患者さんの尊厳を保持し、安全で質の高い医療を提供するため、「身体的拘束を原則として禁止」しています。身体的拘束は、患者さんの心身に多大な影響を及ぼす可能性があることを認識し、スタッフ一同、拘束を行わないためのケアの工夫に努めます。

## 2. 身体的拘束を行う場合の「3原則」

どうしても安全を確保できない場合に限り、以下の3つの要件すべてを満たす場合のみ、一時的に身体的拘束を行うことがあります。

- **切迫性**：患者さんの生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- **非代替性**：身体的拘束以外に代替する看護・介護方法がない。
- **一時性**：身体的拘束が必要最小限の時間である。

## 3. 身体的拘束の最小化に向けた取組

当院では、加算の施設基準に基づき、以下の体制を整えています。

- **身体的拘束最小化チームの設置**：多職種(医師、看護師、専任の担当者等)によるチームを構成し、適切な評価と解除に向けた検討を行います。
- **指針の整備**：身体的拘束を最小化するためのマニュアルを作成し、全職員に徹底しています。
- **定期的な研修**：職員に対し、身体的拘束の弊害や代替案に関する教育を定期的に行い、知識・技能の向上を図ります。
- **状況の記録と見直し**：万が一拘束を実施した場合は、その態様、時間、理由を詳細に記録し、毎日その必要性を再評価して、早期解除を目指します。

## 4. 患者さん・ご家族へのお願い

患者さんの安全を守るため、どうしても離床センサーの活用や、ご家族への協力をお願いする場合がございます。当院の方針にご理解をいただくとともに、お気づきの点や不安なことがございましたら、遠慮なく主治医や看護師、または相談窓口までお申し出ください。